

○東京港埠頭株式会社契約規程

平成23年4月1日

規程第29号

(目的)

第1条 この規程は、東京港埠頭株式会社（以下「会社」という。）の契約処理に関して、公平性、競争性、経済性、透明性の確保を目的とし、事業の能率的運営の推進に資することを目的としている。

(適用範囲)

第2条 会社の契約処理に関しては、法令その他別に定めるもののほか、この規定の定めるところによる。

(契約の方法)

第3条 会社は、契約を締結しようとするときは、すべて入札等の競争（以下「入札等」という。）に付きなければならない。ただし、業務上特に必要と認められるときは、随意契約の方法によることができる。

(予定価格)

第4条 会社は、契約を締結しようとするときは、あらかじめ、当該契約の予定価格を設定しなければならない。ただし、契約の内容が軽易なもの又は契約の性質が予定価格の設定を要しないと認められるものについては、予定価格の設定を省略することができる。

(複数年契約)

第5条 会社は、事業運営上必要があると認められるときは、複数年にわたる契約を締結することができる。

(公募による競争参加者の募集)

第6条 会社が第3条に定める入札等による契約を締結しようとする場合において、必要と認められるときは、あらかじめ次の各号に掲げる内容の全部又は、一部を公表し、公募による競争参加者の募集を行うことができる。

- (1) 契約しようとする事案（以下本条において「契約」という。）の件名
- (2) 契約内容の概要
- (3) 契約の履行場所および履行期限
- (4) 契約の予定価格
- (5) その他、契約にあたり必要な事項

(入札保証金)

第7条 会社は、第3条の規定により競争に付そうとするときは、競争に参加する者をして、第4条に規定する予定価格の100分の5以上の入札保証金を納めさせることができる。

2 前項の保証金の納付は、銀行の保証若しくは裏書のある小切手又は確実と認められる

有価証券の提供をもってこれに代えることができる。

(落札の方法)

第8条 会社は、競争に付する場合において、別に定める場合をのぞき、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高の価格または最低の価格をもって申し込みをした者を契約の相手方とするものとする。ただし、会社の支出の原因となる契約において、特別な理由があるときは、最低価格をもって申し込みをした者以外の者を落札者としてすることができる。

(契約書)

第9条 会社は、契約の相手方を決定したときは、契約の目的、契約金額及び履行期限、その他必要な事項を記載した契約書を作成しなければならない。ただし、軽易な契約については、契約書の作成を省略し、または、これに代わる書類の作成をもって処理することができる。

(契約の保証)

第10条 会社は、工事（工事に関する設計、調査および測量を除く。以下本条において同じ。）に係る請負契約を締結するときは、相手方をして完成保証人をたてさせることができる。

2 会社は、前項に規定する契約以外の契約を締結するときは、相手方をして契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めさせることができる。

3 前項に規定する契約保証金の納付については、第7条2項を準用する。

(契約台帳)

第11条 会社が締結した契約については、その処理内容を明らかにするため、契約台帳を備え、所要の事項を記録整理しなければならない。

(前払金)

第12条 会社は、工事（工事に関する設計、調査及び測量を含む。）並びに製造等の請負人に対して東京港埠頭株式会社会計規程第25条に定める前払金を支払うことができる。

(部分払)

第13条 会社は、工事（工事に関する設計、調査及び測量を含む。）並びに製造等（以下本条において「工事等」という。）の請負人に対する既済部分又は物件の買入契約に係る既納部分に対し、契約により、完済前又は完納前に代価の一部を支払う必要があるときは、別に定める検査調書に基づいて工事等の請負については既済部分に対する対価の100分の90、物件等の買入については、その既納部分の代価の範囲内で部分払をすることができる。ただし、性質上可分の工事等の完済部分にあつては、その代価まで支払うことができる。

(契約の履行遅滞)

第14条 契約の相手方の責に帰すべき事由により契約の相手方が履行期限内に契約を履行することができない場合において、当該期限後に契約の履行を完了する見込みがあると

きは、契約を解除しないでこれを履行遅滞とし、相当の期間を定め期限を延長することができる。

2 天災その他不可抗力又は契約の相手方の責に帰することができない事由による場合には、履行遅滞とはしないで、相当の期間を定め期限を延長することができる。

3 第1項の規定により履行遅滞とした場合においては、履行期限到来日の翌日から履行の行なわれる日までの日数に応じ、次の各号により算定した金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年12月12日法律第256号）第8条に規定する財務大臣が決定する遅延利息の率の割合で計算した金額を遅延利息として契約の相手方から徴収するものとする。

(1) 既に契約を履行した部分のある場合は、当該部分に対する契約金額相当分を契約金額から控除した金額

(2) 前項以外の場合は、その契約金額

(債権の譲渡及び債務の履行委任)

第15条 契約の相手方が第三者に対し債権を譲渡し、又は債務を委任し、若しくは請け負わせようとするときは、あらかじめ書面を提出させ、承認を受けさせなければならない。

(転貸し等の禁止)

第16条 物件の貸し付けに関する契約のときは、契約の相手方をして第三者に当該物件を使用する権利を譲渡させ、又は転貸させてはならない。ただし、特別の理由があると認められる場合はこの限りでない。

(契約の不履行)

第17条 契約の相手方が、その責に帰すべき事由により契約を履行しないとき、又は履行不能となったとき、その他契約の相手方が契約の条件に違反し、その違反により契約の目的を達することができないときは、契約を解除するものとする。

(違約金)

第18条 前条第1項の規定により契約を解除した場合において、第10条に規定する契約保証金の納付がなく、又はその金額が契約金額の100分の10に満たないときは、契約の相手方から契約金額の100分の10相当額又は不足額を違約金として徴収するものとする。

(契約の解除)

第19条 第17条の規定による場合を除き必要があるときは、契約の履行の完了前にその契約を解除することができる。この場合において、契約の相手方に損害を与えたときは、相当と認める額を賠償するものとする。

2 前項または第17条の規定により契約を解除した場合において工事等の既済部分があるときは、これを会社の所有とすることができる。

3 前項の規定により工事の既済部分を会社の所有とするときは、当該部分の検査を行なったうえ、当該部分に対する請負金額を契約の相手方に支払うものとする。

(危険負担)

第20条 契約の目的物の引渡しを受ける前に契約の相手方の責に帰することのできない事由により生じた損害は、契約の相手方の負担としなければならない。ただし、会社の責に帰する事由による場合の損害については、この限りでない。

- 2 前項の場合において、天災事変その他不可抗力により契約の相手方が損害を受けたときは、その損害が重大で、かつ、契約の相手方が善良な管理者の注意をしたと認められるときに限り、その損害の全部又は一部を会社の負担とすることができる。

(監督)

第21条 会社は、工事又は製造その他についての請負契約を締結したときは、その補助者として指定された者に命じて契約の適正な履行を確保するため必要な監督をさせなければならない。

- 2 社長は、前項の監督をさせるため、監督員を設置するものとする。

(検査)

第22条 会社は、前条に規定する請負契約又は物件の買入れその他の契約については、その補助者として指定された者に命じてその受ける給付の完了の確認(第13条の規定に基づき部分払をする場合において既済部分又は既納部分の確認を含む。)をするため必要な検査をさせなければならない。

- 2 社長は、前項の検査をさせるため、検査員を設置するものとする。ただし、社長が指定する契約については、この限りでない。

(目的物の引渡し)

第23条 社長は、検査員から検査に合格した旨の通知を受けたときは遅滞なく契約の相手方から当該契約の目的物の引渡しを受けるものとする。

- 2 契約の目的物の一部が完成した場合において、当該目的物の引渡しを必要とするときは、前項の規定に準じて契約の相手方からその引渡しを受けることができる。
- 3 前2項に規定する引渡しするときをもって、所有権が契約の相手方から移転するものとする。
- 4 物件の売払いの場合においては、当該契約の目的物の引渡し条件を確認したのち契約の相手方に当該目的物の受領書を提出させるものとし、その受領書を受領した日をもって契約の相手方へ当該目的物を引渡すものとする。

(支払い)

第24条 契約の相手方から適正な支払請求を受領した日から、工事代金については40日、その他の給付に対する対価については30日以内に支払うこととする。

(代価の納入)

第25条 物件を売却、貸付、又は使用させようとする場合において徴収すべき代価があるときは、当該物件の引渡し又は使用開始前にその代価を納入させることを約定しなければならない。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。